



にほんご しほう
やさしい日本語 市報さが
さがし し
佐賀市からの お知らせ

自治会の活動に参加してください

～みなさんの力で もっと 住みやすい まちに～

自治会の活動（やっていること）

○防災・防犯活動

- ・災害に 備える 防災訓練や 犯罪が おきないように 見まわりをしています。
- ・防犯灯を つけて 暗いところを 明るく します。

○環境、美化活動

- ・住んでいる ところの 川や 近くの 掃除を します。
- ・ごみステーション（ごみを 出すところ）を 作り きれいにします。

○地域の ふれあい と 交流の場 を 作っています。

- ・運動会、夏まつり、子ども会や 敬老会で ふれあう場を 作ります。
- いっしょに 地域の 活動に 参加しましょう。



申し込みはこちら▲

◎問い合わせ

- ・住んでいる ところの 自治会
 - ・佐賀市自治会 協議会事務局（総務法制課内）
- ☎0952・40・7010 FAX0952・29・2095

世帯人員調査※に協力してください

（※住んでいる人(家族)の ことを 調べます。）

○自治会は、4月1日にいる 世帯人員を 調べて います。

この 調査は 自治会の 活動に 必要な 情報です。

※自治会の人、住んでいる人の ことを 書く紙を 配ります。

調査の紙は あなたの 名前や 電話番号などが 見えないように 封筒に 入れて 自治会の人に 渡します。

■住んでいる人の ことを 調べる 目的

- ・あなたが 家に居ないときに、事故や 火事が 起きたとき 連絡するところが わかります。
- ・自治会 長が 色々な 手続きや、行事(=イベント)を 誰に 知らせるのか 分かります。

■世帯人員 調査の紙

○調査の紙は 他の人に わからないように 自治会 長が 責任をもって 預かり、 処分(=すてる)します。



◎問い合わせ

住んでいる地区(=ところ)の 自治会 長

知っていますか「障害者差別解消法※」

※障がいの ある人への 差別をなくし、共に生きる 社会を つくること。

○不当な 差別的取り扱いとは

理由が なくて 障がいの ある人と ない人で 違う対応を することは 差別です。

○合理的配慮の 提供とは

障がいのある人から たのまれたら 自分が できることをして 助けます。

・手話、点字、読み上げ、文字を 大きくする など で 伝え方を 工夫します。

・お店では 売り場を 案内し、物の値段や 働きを 読みます。

・建物に入る 階段は スロープ(=段差がない 通しやすい道)を 使って 助けます。

知っていますか 「ヘルプマーク」

○ヘルプマークは 見ただけでは 障がい が 分からない人が、助けや

気づかいを して欲しいと 知らせる マークです。

※ヘルプマークを 付けた人を見かけたら 電車や バスでは 席を ゆずりましょう。

困っている 人がいたら 声を かけて ください。

◎問い合わせ

障がい福祉課 ☎0952・40・7251

FAX0952・40・7379 ✉shogaifukushi@city.saga.lg.jp



あなたの人権 わたしの人権 その「ことば」大丈夫ですか

私たちは、考えや 感じたことを 伝える「ことば」を 大切に しています。

ことばは 人との つなかりを 広げますが、使い方で、つながりを 壊すことも あります。

「問題ない」と 思って 使った ことばが、相手には「嫌なこと」や「わからない」と

感じる ことがあります。そして 差別や 偏見に つながる 場合も あります。

一人ひとりの 人権への 考えは、ことばや 行動に 表れます。

例えば、「女医」「看護婦」という 呼び方は 女性にだけ 使われます。

「医師」「看護師」と 性別を 使わないで 呼びましょう。

また、身体の特徴や 障がいに関わる 表現も、相手に 嫌な思いを させる ことがあります。

生活で使う ことばや 行動は、人権と 深く 関わって います。

(社会人権・同和教育指導員が 書きました。)

◆毎月1日は 「いじめ・いのちを 考える日」です。

◆毎月11日は 「人権を 考える日」です。



◎問い合わせ

人権・同和政策課

☎0952・40・7367

FAX 0952・40・7327 ✉jinken@city.saga.lg.jp

4月から 小学1年生・中学1年生 になる人へ「子どもの 医療費受給資格証」を送ります

○親か 大人のの人に 新しい ①資格証(クリーム色)を送ります。

※①を もらっていない人は 手続きを します。

■受け取る人 4月から 小学1年生・中学1年生に なる人

※健康保険に 入っていない人、生活保護を 受けている人は ありません。

※使える日にちが すぎた資格証は 使えません。

(古いカードは 情報が わからないように 捨てて ください。)

※持っている マイナ健康保険証の 内容が 変わったら 手続き してください。



小学生・中学生の 医療費助成制度

■入院(=病院に泊まる・通院(=病院に行く)・薬をもらう ときに 払うお金を 少なくします。

※佐賀県で 病院に かかったら マイナ保険証と ①を見せて 払います。

■親か 大人の人が 払うお金

◎1つの 病院、薬局に 1か月に 払うお金
 【入院】 1,000円まで
 【通院・薬をもらう】1回につき 500円まで(1か月に2回まで)

■長崎や 福岡など 県外の病院、整骨院で 健康保険を 使って お金を 払ったとき

…領収書(=お金を 払った 紙)を 市役所に 出します。(1年以内)

■病気を 治す器具を 作った時は お金を 先に 払います。

…健康保険の 手続きで お金が 戻ってから、この手続きを してください。

■申請するところ 市役所1階 54番から57番

◎申し込み・問い合わせ

こども家庭課
 ☎0952・40・7252 FAX 0952・25・5440
 ✉kodomo@city.saga.lg.jp



がくせい こくみんねんきんほけんりょう はら
学生は 国民年金保険料を あとで 払うことが できます

こくみんねんきん はら ひと がくせい ば あい がくせいのうふとくれいしんせい ゆうよ
○国民年金を 払う人が 学生の場合、「学生納付特例申請」を することで、猶予※が できます。

ほけんりょう はら ひと はら こと しゅうにゅう かね き
※保険料を 払わずに、あとで 払うこと。 (収入(お金)の 決まりが あります。)

しんせい ひと だいがく だいがくいん たん き だいがく せんもんがっこう がくせい は た ち うえ ひと
■申請する人 大学、大学院、短期大学、専門学校などの 学生(20 歳から上の人)

せい ど き ぼう ひと とし がつ てつづ
※この制度を 希望する人は、その年の 4月に 手続きします。

うけつけ
■受付

2025年4月 1 日(火)から

ねん がつ てつづ おな がっこう かよ ひと にほんねんきんきこう
※2024年の 4月にも 手続きをして、同じ学校に 通う人は、日本年金機構から
がくせいのうふとくれいしんせい ほけんりょう ゆうよ しんせい
学生納付特例申請 (保険料の 猶予※を 申請する はがき)が 家に 届きます。

か ゆうびん おく
はがきに 書いて 郵便で 送ります。

こくみんねんきん ほ けんりょう
○国民年金保険 料

か げつ えん ねん がつ ねん がつ
1ヵ月 17,510円 (2025年4月から 2026年3月まで)

す ま ほ ば そ こ ん でんししんせい
※スマホや パソコンでの 電子申請が できます。

まい な ぽ ー た る つか
マイナポータルを 使います。



と あ
◎問い合わせ

にほんねんきんきこう さ が ねんきんじ む し ょ
・日本年金機構 佐賀年金事務所
ほけんねんきんか
・保険年金課

0952・31・4191 FAX 0952・31・0949

0952・40・7275 FAX 0952・40・7390

✉hoken@city.saga.lg.jp

しんせいかつ でん き が す でんわ けいやく と ら ぶ る ちゅうい
新生活の 電気・ガス・電話などの 契約トラブルに 注意してください

あた せいかつ はじ でん き が す でんわ けいやく
新しい 生活を 始めるときは、電気・ガス・電話などを 契約します。

とき そうだん ふ
その時の 相談も 増えています。

そうだん
【相談のこと】

でん き が す かね やす い かね たか けいやく
・「電気や ガスの お金が 安くなる」と 言われたが お金が 高くなった。契約をやめたい。

あ ば ー と かんりがいしゃ たの かんりがいしゃ たの い けいやく
・アパートの 管理会社は 頼んでいないのに「管理会社に 頼まれた」と うそを言われて 契約した。

けいやく たいせつ
【契約を するときの 大切なこと】

りょうきん ぶ ら ん せつめい き かんが
・料金プランの 説明を きちんと 聞いて 考えます。

けいやく ことわ
・契約しないときは はっきり 断ります。

かいしゃ なまえ れんらく み
・会社の 名前や 連絡するところを よく見ます。

こま しょうひせいかつ せ ん た ー そうだん
【困ったときは 消費生活センターに 相談】

けいやく あと く ー り ん ぐ お ふ とりけし とちゅう かいやく
・契約した後も クーリングオフ(=取消や 途中で 解約できること)が あります。

しょうひせいかつ しょうだんまどぐち
【消費生活相談窓口】

さがししょうひせいかつ せ ん た えきまえちゅうおう あ い す く え あ び る かい
・佐賀市消費生活センター 駅前中央1-8-32 アイススクエアビル1階

☎0952・40・7087 午前9時から 午後4時まで (土日・祝日休み)

と あ
◎問い合わせ

せいかつ あんぜんか
生活安全課

☎0952・40・7086

FAX0952・40・2050 ✉seikatsuanzen@city.saga.lg.jp

ほけんの ページ 健康カレンダー 2025年 4月

◎申し込み・問い合わせ FAX 0952・40・7380 ✉kenko@city.saga.lg.jp

健康づくり課 (市役所 本庁1階 64番から 69番)

午前8時30分から 午後5時まで (土、日、祝日は 休み)

■赤ちゃん・妊娠している人・予防接種 … 母子保健係 ☎0952・40・7282

○健康相談、セミナーは 佐賀市公式LINE または 市ホームページから 予約が できます。

市公式LINE▶



市ホームページ▶



■健康相談 0歳から 小学校に はいる前の 子どもの 健康チェックや 教室など

いつ	ところ	受付時間
15日(火)	大和老人福祉センター	午前10時から 午前11時まで
21日(月)	ほほえみ館	午後1時から 午後3時まで

■1歳6カ月・3歳6カ月の 子どもの 健康チェックは 手紙で 知らせます。

※日にち、時間を見て 来てください。

くわしくはこちら▶



■子どもの セミナー(=お話) 4月24日 (木)

〈ところ〉	赤ちゃんが 4カ月から 5カ月	1歳頃から 1歳5カ月の 子ども
ほほえみ館	一人目の 赤ちゃんの おかあさんへ 生活リズム・離乳食の 話 があります。	歯の健診と フッ化物を 塗ります。 (歯が 5本くらい はえた頃)
受付	① 午前9時50分から 午前10時まで ② 午前11時から 午前11時10分まで	① 午後12時50分 から 午後1時まで ② 午後1時40分 から 午後1時50分まで

■大人の 健康チェック 保健予防一係 ☎0952・40・7281 (予約は 受け付けません。)

■休みの日に 歯が痛いとき 佐賀市 休日歯科診療所 (水ヶ江1-12-11)

☎0952・24・1426

■日曜と 祝日に 開いている 病院

佐賀市ホームページ> 休日・夜間診療> 休日当番医

くわしくはこちら▶

☎0952・30・0114



カラスが 飛んできたら 気をつけましょう

○3月から 7月までの間、カラスは 赤ちゃん(ヒナ)を 育てます。巣に 近づくと 危ないです。

佐賀市は カラスの 攻撃から 守るために、ヒナを 捕まえて 卵や巣を 取りはずします。

カラスに 攻撃されて 困ったときは 連絡して ください。

※洗濯ものを つるすハンガーは 片づけます。

カラスが 巣作りするために 取っていきます。

■カラスが 人に すること

・木や 電線の 上から 人を見、大きく 鳴きます。

・2羽の カラスが、鳴きながら、狭いところで 飛び 回ります。

■まずは、自分を 守りましょう！

・通る道を 変えて、巣に 近づかないようにします。

・人の頭の 後ろを 狙ってきます。帽子や 傘で 頭を 守ります。

・カラスに 襲われても、落ち着いて、その場所から すぐに離れます。



◎問い合わせ

環境政策課

☎0952・40・7200 FAX 0952・26・5901

✉kankyoseisaku@city.saga.lg.jp

第47回 川上峡春まつり があります

○大和町川上峡で 300匹の 鯉のぼりが かざられます。

鯉のぼりが 風にゆられて、空を 泳ぐように 見えます。

■いつ 3月22日から 5月18日(日)まで

○観光屋形船に 乗って 景色を 楽しみませんか。

■いつ 3月22日(土)、期間中の 日曜・祝休日

(天気が 悪い日は、船は 出ません。)

■ところ 大和町官人橋の 近く (大和町川上1)

■お金 大人 1,000円 中学生から下の子ども 500円

※順番で 受け付けます。予約は できません。(15人 乗りの 船が 出ます。)



◎問い合わせ

大和町観光事業実行委員会事務局

※(一社)佐賀市観光協会内 ☎0952・20・2200



編集

佐賀女子短期大学留学生
佐賀市役所 国際課

ウィン サンダー アウン さん (ミャンマー)

☎0952・40・7406 ✉kokusai@city.saga.lg.jp